

人施連発第20号
2016年5月30日

様

大阪府人権福祉施設連絡協議会
会長 田中 省三

2016年度 大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金について
(依頼)

日頃の当協議会に対するご協力・ご支援に深く感謝いたします。
さて、標題のとおり2016(平成28)年度分担金の請求書を送付いたします。
つきましては、組織運営にご配慮いただき、下記要領にて納入くださいますようよろしく
お願い申し上げます。敬具

記

1. 分担金 別紙請求書のとおり
2. 納入期限 2016年 7月 4日(月)
3. 振込先 金融機関 りそな銀行 桜川支店(店番124)
口座番号 普通預金 0334329
口座名義 大阪府人権福祉施設連絡協議会 会長 田中 省三

【問い合わせ】

大阪府人権福祉施設連絡協議会事務局
(担当：尾崎)
〒542-0012 大阪府中央区谷町7-4-15
大阪府社会福祉会館3階
全国隣保館連絡協議会事務局内
TEL：06-6711-0356 FAX：06-6711-0357

2016年度 大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金納入表

B	市町村	施設名	分担金			①+②+③	納入日	未収額	備考
			①人施連	②近プロ	③全隣協	合計			
市内	大阪市	市民交流センターあさひ西（生江）	60,000	4,000	30,000	94,000		94,000	
		大阪市立人権啓発・相談センター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月24日		
		にしなり隣保館	30,000	4,000	10,000	44,000	7月5日		
		住吉隣保事業推進センター	30,000	4,000	10,000	44,000	7月7日		
北摂	高槻市	富田ふれあい文化センター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月22日		隣保館2館 合算で請求 ¥188,000
		春日ふれあい文化センター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月22日		
	吹田市	吹田市交流活動館	60,000	4,000	30,000	94,000	6月24日		
	豊中市	豊中人権まちづくりセンター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月21日		豊中・蛍池 合算で入金 ¥188,000
		蛍池人権まちづくりセンター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月21日		
	池田市	池田市立人権文化交流センター（隣保館）	60,000	4,000	30,000	94,000	6月10日		
	豊能町	豊能町立ふれあい文化センター	30,000	4,000	20,000	54,000	6月8日		
	箕面市	萱野中央人権文化センター（暮らしづくり～）	60,000	4,000	30,000	94,000	6月7日		
		桜ヶ丘人権文化センター（リリーフ・みのお）	30,000	4,000	20,000	54,000	6月15日		
	茨木市	豊川いのち・愛・ゆめセンター	60,000	4,000	30,000	94,000	7月4日		3施設合算で 入金 ¥282,000
		沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	60,000	4,000	30,000	94,000	7月4日		
		総持寺いのち・愛・ゆめセンター	60,000	4,000	30,000	94,000	7月4日		
	島本町	島本町立人権文化センター	42,000	4,000	30,000	76,000	6月20日		
河内	大東市	野崎人権文化センター	60,000	4,000	30,000	94,000	7月1日		隣保館2館 合算請求 ¥188,000
		北条人権文化センター	60,000	4,000	30,000	94,000	7月1日		
	東大阪市	荒本人権文化センター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月7日		
		長瀬人権文化センター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月7日		
	八尾市	桂人権コミュニティセンター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月27日		隣保館2館 合算請求 ¥188,000
		安中人権コミュニティセンター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月27日		
	松原市	松原市人権交流センター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月29日		
	羽曳野市	羽曳野市立人権文化センター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月24日		
	富田林市	富田林市立人権文化センター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月20日		
泉州	堺市	堺市立人権ふれあいセンター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月3日		
	和泉市	和泉市立人権文化センター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月17日		
	貝塚市	貝塚市ひと・ふれあいセンター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月10日		
	泉佐野市	北部市民交流センター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月28日		2館合算請求 ¥188,000
		南部市民交流センター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月28日		
	泉南市	泉南市立人権ふれあいセンター	60,000	4,000	30,000	94,000	6月27日		
	岬町	岬町文化センター	31,000	4,000	30,000	65,000	6月20日		
合 計			1,813,000	132,000	930,000	2,875,000		94,000	

請 求 書

	ご請求金額
様	①+②+③ 円

但し 1. 大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金

内訳	館数	1館あたりの分担金	計	合計 (①)
隣保館分担金	0 館	60,000 円	0 円	0 円

2. 全隣協近畿ブロック協議会分担金

内訳	館数	1館あたりの分担金	合計 (②)
隣保館分担金	0 館	4,000 円	0 円

3. 全国隣保館連絡協議会分担金

内訳	館数	1館あたりの分担金	計	合計 (③)
指導職員1名以上配置館	0 館	30,000 円	0 円	0 円
館長のみ配置館	0 館	20,000 円	0 円	

上記のとおりご請求致します。

2016(平成28)年5月 日

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15
 大阪府社会福祉会館3階
 電話 06-6711-0356
 大阪府人権福祉施設連絡協議会
 会長 田中 省三

上記の金額の支払いにつきましては、下記に振込方お願い致します。
 恐れ入りますが、振込手数料は貴方にてご負担いただきますようお願い致します。

【振込先】 金融機関： りそな銀行 桜川支店 (店番124)
 口座番号： 普通預金 0334329
 口座名義： オオサカフ シンケンフクシ シヤク レンラク キョウギカイ
 大阪府人権福祉施設連絡協議会
カチヤウ タナカ ショウゾウ
 会長 田中 省三

【納入期限】 2016(平成28)年 7月 4日(月)

※要請日付は空白にしておりますので、日程に合わせてそれぞれご記入ください。

4. その他 要請行動終了後、以下の内容を各ブロック事務局へ報告してください。
- ①要請参加者名
 - ②要請先の対応者名
 - ③要請内容（面談及び書面の提出／書面のみの送付のどちらか等）
 - ④要請日・要請時間・場所
5. 連絡先 全国隣保館連絡協議会事務局（中川・中本）
大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館内3階
TEL 06-6711-0356 FAX 06-6711-0357
E-mail zenrinkyou@rinpokan.com

2018年度の隣保館関係補助金制度存続に向けた要請行動(6月) 確認表

※概ね6月中に実施のこと

府県名	全隣協からの運名文書		要請参加者	要請先	当日対応	面談 + 書面	書面 のみ	要請日・時間
	ブロック 会長名	内取 府県隣協 会長名						
滋賀			滋賀県知事 (隣保館所管: 県民生活部 人権施策推進課)					
京都			京都府知事 (隣保館所管: 府民生活部 人権啓発推進室)					
大阪			大阪府知事 (隣保館所管: 地域福祉課 事業者育成グループ)					
奈良			奈良県知事 (隣保館所管: 暮らし創造部 人権施策課)					
兵庫			兵庫県知事 (隣保館所管: 健康福祉部 社会福祉局 人権推進課)					
和歌山			和歌山県知事 (隣保館所管: 福祉保健総務課 社会福祉班)					

近畿

全 隣 協 発 第 1 8 号
2 0 1 7 年 月 日

〇〇府県知事 〇 〇 〇 〇 様

全国隣保館連絡協議会
会長 川崎 正明

〇〇府県隣保館連絡協議会
会長 〇 〇 〇 〇

地方改善事業費補助金及び地方改善施設整備費補助金【隣保館】
2018（平成30）年度予算と国庫補助金制度の存続についての要望（案）

貴職におかれましては、日頃より人権・同和問題の解決にご尽力頂いておりますことに、深く敬意を表します。また、全国隣保館連絡協議会（以下：全隣協）の運営及び隣保館事業に対し、ご支援とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、昨年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立、施行されました。この法律は、部落差別の存在を公的に認知し、その解消に向けた取り組みを国や地方公共団体に求めています。同和地区にある隣保館は、これまで「同和問題解決の第一線行政機関」として全力を挙げて取り組んでまいりました。今後とも長年の実績を生かし、広いエリアを対象とした福祉の向上と人権啓発・交流の開かれたコミュニティセンターとして飛躍する所存でございます。

そのための、隣保館施設並びに運営に係る補助制度は、関係各位のご尽力をいただき、現在も隣保館関係補助金の存続が保てられています。しかしながら、引き続き地方財政窮乏の下で、この補助制度が廃止されれば、隣保館の廃止や事業縮小の動きが加速され、これまで隣保館活動で培ってきた人権行政の成果が大きく損なわれることを憂慮しているところでございます。施設整備においては、全国の隣保館のうち約4割の施設が老朽化し、耐震に不安を抱いています。また、昨年4月から施行されている「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨からも、隣保館が障害者や高齢者が利用しやすいものとして引き続きご尽力をお願いいたします。

長引く不況の下で、とかく国民の中には無気力感や脱力感が蔓延しているやに言われていますが、一方ではそれをはねのけ、超えていく力を国民は持っています。相次ぐ震災や水害で隣保館が避難所となって生活再建の支えとなり、福島原発の避難者を受け入れている地域では、隣保館が中心となって日常生活におけるさまざまな相談にあたるなど、地域防災の強化と「人と人のつながり」の構築による安心・安全なまちづくりを進めてまいりました。“地域から活気を呼び起こす”その起爆剤として、さらに全国の隣保館が飛躍することを改めてお誓いします。

一方、「人権文化豊かなまちづくり」を目指す私たちの願いを逆なでするかのような事態が相次いでいます。眼を覆いたくなるようなネット上の書き込みや「全国部落調査（復刻版）」など、悪質、確信犯的な人権侵害。法律成立後も続くヘイトスピーチ行為は、まさに、人権尊重を願う国民全体に対する挑戦であり、早急の対応はもとより、法的規制の必要性を改めて願うところであります。

全国821館の隣保館は、歴史的・社会的に形成された部落問題を速やかに解決するという所期の目的達成に邁進するとともに、誰もが安全で安心して暮らしていけるまちづくりに向けて、さらなる飛躍を心がけることをお誓いいたします。

貴職には、これまでの多難な状況の下において、隣保館の役割と効果を斟酌され補助制度存続について多大なご尽力をいただきました。お礼申し上げますとともに、改めて、私どもの考え方【存続を必要とする理由】をご賢察頂き、2018（平成30）年度以降におきましても、隣保館運営費並びに施設整備費等が存続されますよう、引き続きご尽力とご支援をお願い申し上げます。

【存続を必要とする理由】

1. 地域改善対策協議会意見具申

隣保館事業は、1997（平成9）年度に特別対策から一般対策に移行しましたが、これについて、1996（平成8）年5月の地域改善対策協議会意見具申では、「一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではなく、部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない」とし、「隣保館について、周辺地区を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、今後一層発展していくことが望まれる。地域の実態把握や住民相談といった基本的な機能に加え、教養文化活動の充実や地域のボランティアグループとの連携など地域社会に密着した総合的な活動を展開し、さらにこれらの活動を通じて日常生活に根ざした啓発活動を行うことが期待される」としています。また1996（平成8）年7月の閣議決定においても「一般対策への移行については、今日なお残されている事業課題、地方公共団体の財政状況、これまでの施策の成果に支障をきたさないこと等を考慮すること」とされています。

2. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本計画

2000（平成12）年12月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本計画において、「社会福祉施設である隣保館においては、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する」としています。

3. 今後の隣保館の役割

- (1) 依然として部落差別が現存する今日において、隣保館は人権に関わる相談事業や啓発活動等を通して、その解決に向けた取組みを積極的にしていく必要があるとともに、隣保館が地域福祉の推進やさまざまな人権課題の解決のための各種事業を総合的に取り組んでいく役割はますます大きくなるものと考えます。
- (2) 2011（平成23）年度社会福祉推進事業で行われた、「今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査」において、同和地区における低所得の実態をはじめ、独居高齢者世帯や母子世帯の高率化傾向、高校進学率に依然として格差がみられるなど、生活支援の取り組みが引き続き必要であることを示しています。また、周辺地域も高齢者世帯の増加など困難が集積されており、今後ますます隣保館が身近な相談施設として、また地域福祉の推進施設としての機能が一層求められています。

4. 国庫補助金の一般財源化に伴う課題点

- (1) 同和問題解決の拠点となる隣保館は、地域により偏在があるため、全国一律に一般財源化すべきものとして取り扱うものでなく、補助金により、必要とされる地域には積極的に事業が推進されるよう、配慮が必要な性格を持つものと考えます。
- (2) 隣保館関係の国庫補助金の一般財源化は、同和問題の解決をめざして、これまで積み上げてきた成果を損なう問題をはらみ、地域福祉の推進と人権課題の解決に向け、今後ますます期待されている隣保館の活動に、大きな制約をかけるものと考えます。
- (3) 2002（平成14）年8月に施行された「隣保館設置運営要綱」は、国において運営費等について予算措置をする隣保館の事業等について定めたものであるため、引き続き補助金として存続すべきと考えます。

5. 部落差別解消にむけた国と地方の責務の明確化

「部落差別の解消の推進に関する法律」における具体事業の推進の大きな目的を、隣保館が有していること。

以上

様

全国隣保館連絡協議会
会長 川崎 正明

茨城県隣保館連絡協議会
会長 中村 伸一

研修会開催のご協力と隣保館職員の研修会参加についての要望

貴職におかれましては、人権行政推進に向けて日夜邁進のことと存じており、敬意を表します。また平素から、隣保館並びに隣保館連絡協議会の活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、昨年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立、施行されました。この法律は、部落差別の存在を公的に認知し、その解消に向けた取り組みを国や地方公共団体に求めています。同和地区にある隣保館は、これまで「同和問題解決の第一線行政機関」として全力を挙げて取り組んでまいりました。今後とも長年の実績を生かし、広いエリアを対象とした福祉の向上と人権啓発・交流の開かれたコミュニティセンターとして飛躍する所存です。

そのため、隣保館職員の一層の資質向上とスキルアップが必要となっており、隣保館連絡協議会では、各種の相談をはじめ住民ニーズに応えられる職員の育成に向けて、各種の研修会や研究活動を実施してきたところです。

つきましては、今後とも隣保館活動が飛躍、発展するための研修会充実に向けて、以下の通り要望しますので、よろしくご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 全国隣保館連絡協議会に納めていただいている研修負担金は、隣保館職員の資質向上とスキルアップのための研修会を企画・実施するための生命線ともいえるものであり、引き続き格段のご配慮をお願いします。
2. また従来、研修会負担金は、全国隣保館長研修会（隔年実施）とブロック職員研修会（宿泊）開催のためにのみ執行されてきましたが、2009（平成21）年度より、それだけでの予算執行をあらため、多くの職員が研修機会を確保できるよう、相談事業実務研修や各種制度研修会など、ブロック協議会単位で企画する他の研修会経費に充てることを可とし、「より効果的な予算活用」を進めてきたところでございます。引き続き、ご理解をお願いいたします。
3. 2007（平成19）年度から、隣保館運営費の補助対象科目に、「社会調査及び研究事業の充実」（1館あたり10万円を上限から2017年度は20万円）が追加され、ましたが、これは隣保館職員が各種研修会に参加しやすい条件整備を趣旨としたものであり、当初予算で反映できるようご配慮願います。

以上

人施連だより「パステル」各ブロック原稿分担一覧（2017年度）

内容案	8号(2017年7月発行予定)	9号(2017年11月発行予定)	10号(2018年3月発行予定)
A ●総会報告	事務局		
B ●人施連主催事業の案内・報告 (新任職員研修会、実務研修会等)	事務局	事務局	事務局
C ●ブロック事業報告			
D ●全隣協・近畿ブロック事業等の案内・報告	事務局	事務局	事務局
E ●館紹介	泉州B	北摂B	河内B
F ●OBによるコラム			
G ●事業予定等	事務局	事務局	事務局
	原稿データ等のしめきり厳守	2017年6月中旬迄	2017年10月中旬迄
		2017年6月中旬迄	2018年2月中旬迄

※各原稿、A4サイズ1枚でお願いします。字数は問いません。

※原稿は、メールで頂けますと大変助かります。

人材育成事業（隣保事業士資格認定講習会派遣）実施要綱

1. 趣 旨

全隣協が実施する隣保事業士資格認定講習会（以下「講習会」）を受講する者に対し、受講料の一部を助成することにより、人権福祉施設職員の人材育成を行うとともに、大阪府人権福祉施設連絡協議会の運営事業の推進を図る。

2. 助成対象者

次の各号すべてに該当する者。

- ①大阪府人権福祉施設連絡協議会に加盟する施設の関係職員。
- ②「講習会」の受講を完了した者。
- ③大阪府人権福祉施設連絡協議会の運営や事業に積極的に関与する意思のある者。

3. 助成対象経費

全隣協の定める受講料。

4. 助成額

受講料の4分の3（1,000円未満の端数は切り捨てる）を上限とする。

5. 助成の決定

助成する職員の選定及び助成額の決定は、予算の範囲内で、役員会がこれを行う。

6. 助成の手続き等

- (1) 助成を受けようとする者は、受講決定通知書（全隣協様式）到着後1週間以内に、受講決定通知書（全隣協様式）を添えて、助成金事前申込書（様式1）を事務局に提出する（FAX可）。
- (2) 助成金事前申込書により役員会で審査のうえ、助成金（交付・不交付）決定通知書を事前申込者に通知（様式2）する。
- (3) 「講習会」終了後、修了を示す書類（隣保事業士認定証の写し）を添え、助成金交付申請書（様式3）を事務局に提出する（FAX可）。

7. 附則

- (1) この要綱は、2013年7月1日から実施する。
- (2) （一部改正）2013年7月1日
- (3) （一部改正）2015年4月30日

(様式 1)

2017 年度人材育成事業
(隣保事業士資格認定講習会) 助成金事前申込書

2017 年 月 日

大阪府人権福祉施設連絡協議会
会 長 松 下 亨 様

(施設名)

(氏 名)

人材育成事業(隣保事業士資格認定講習会派遣)実施要綱に基づき、2017 年度隣保事業士資格認定講習会の助成について、次のとおり事前申し込みします。

助成金交付申請額 金 20,000 円

(交付申請額計算書)

(単位:円)

対象経費	所要額 (A)	助成額 (A) × 1 / 2
受講料	40,000	20,000 (千円未満切捨て)

【添付書類】 受講決定通知書

(様式 2)

大人施第 号
2017年 月 日

2017年度人材育成事業（隣保事業士資格認定講習会）
助成金（交付・不交付）決定通知書

様

大阪府人権福祉施設連絡協議会
会長 松下 亨
〈公印省略〉

2017年度隣保事業士資格認定講習会の助成金交付について下記の通り決定しましたので通知します。

次のとおり、交付決定しました。

金 20,000円

次の理由により、不交付として決定しました。
(理由)

(様式 3)

2017年度人材育成事業
(隣保事業士資格認定講習会) 助成金交付申請書

2017年 月 日

大阪府人権福祉施設連絡協議会
会長 松下 亨 様

(施設名)

(氏名)

人材育成事業(隣保事業士資格認定講習会派遣)実施要綱に基づき、2017年度隣保事業士資格認定講習会を修了しましたので、助成金交付について次のとおり申請します。

助成金交付申請額 金 20,000 円

【添付書類】 隣保事業士認定証

(助成金振込み先)

○銀行・農協等振込み

金融機関名	() 銀行・	() 支店・
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号
口座名義	(カナ)	

○ゆうちょ銀行振込み

記号		番号	
口座名義	(カナ)		

2017(平成29)年度 受講案内

「隣保事業士」資格認定講習

隣保館で実施してきた相談事業をはじめ様々な活動は、これからの日本社会における地域福祉の推進と人権尊重のまちづくりのモデルとなるものです。

この講習を通して、隣保事業の必要な専門性を向上させ、これからの日本社会における「福祉と人権のまちづくり」のノウハウを、「隣保事業士」として養成することにより、広域的に還元するとともに、隣保事業の社会的地位の確立を図ることを目的としています。

日 程 2017年9月12日(火)～9月16日(土)

場 所 兵庫県 芦屋市立上宮川文化センター

受講料 40,000円 **定 員** 50名

隣保事業士とは

隣保事業の歴史をもとに、隣保館設置運営要綱(厚生労働省)で定める事業を理解し、事業企画や相談事業、啓発・交流事業、地域福祉の推進など、隣保事業のトータルコーディネーターとしての専門的な知識とスキルを有するもの。

【隣保事業士資格認定規定 第2条より】

主催 全国隣保館連絡協議会
後援 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 (依頼予定)

● 日程

2017年 9月12日(火) ~ 9月16日(土)

※5日間の講習です。原則、全課程を受講できる方に限ります。

● 受講料

40,000円

※宿泊費・交通費は含みません。 ※詳細は、受講決定通知にてお知らせします。

● 定員

50名

● 資格認定者

資格認定は、全国隣保館連絡協議会会長が行います

● 申込書受付期間

2017年 7月14日(金)まで

※受講申込書を郵送で提出してください。

● 受講者の決定と結果通知

2017年 8月11日(金)までに郵送

※ご自宅に郵送します。8月18日(金)を過ぎても受講決定通知書が届かない場合はご連絡ください。

● 受講資格と要件

● 申込みできるのは、次の1~4のいずれかに該当する方です。

1. **現任** の隣保館長・職員、または広域隣保事業に従事する方(正規・嘱託・臨時、常勤・非常勤を問わない)。

→ 通算3年以上隣保事業に従事する方

→ 通算3年未満の隣保事業従事者は、(別紙)に定める研修会を2回以上受講した方

もしくは、府県隣保館連絡協議会会長の推薦がある方

2. **過去** に隣保館に従事した経歴のある方、または広域隣保事業に従事した経歴のある方(正規・嘱託・臨時、常勤・非常勤を問わない)。

→ 通算5年以上隣保事業に従事した方

→ 通算5年未満の隣保事業従事者は、(別紙)に定める研修会を2回以上受講した方

もしくは、府県隣保館連絡協議会会長の推薦がある方

3. **これから** 隣保事業を志す方

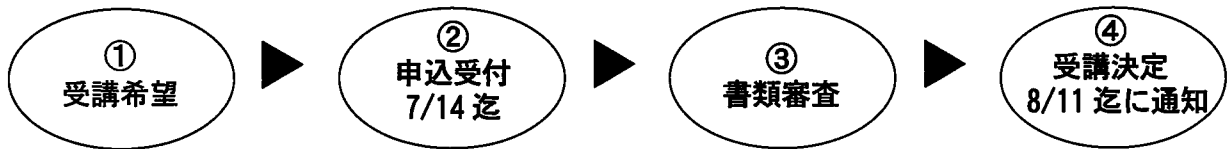
→ (別紙)に定める研修会を4回以上受講した方

もしくは、府県隣保館連絡協議会会長の推薦がある方

4. **その他**

→ 全隣協が受講を認める方

● 受講の手続き



①～② 受講を希望される方は、2017年7月14日(金)までに、別紙「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、下記の申込先までお送りください。(当日消印有効。郵送のみ受付。)

③～④ 受講申込書の受付後、必要な受講資格の審査を行い、2017年8月11日(金)に結果を本人の自宅に郵送で通知します。(受講決定通知書の郵送)

※ 各府県隣協で受講者の把握・集約を必要とする場合は、全隣協事務局までご連絡ください。

申込先

全国隣保館連絡協議会「隣保事業士」資格認定講習事務局

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館3階

電話 06-6711-0356/FAX 06-6711-0357

E-mail: zenrinkyou@rinpokan.com

「隣保事業士」資格認定講習 カリキュラム

9/12 (火)	10:30~12:00 (開講式:10:00~)	開講式 地域福祉の動向 と隣保館	昼食	13:00~15:15	15:30~16:30	16:45 ~17:30	17:45~
				隣保事業の歴史と概要 その役割について	隣保館設置運営要綱と 補助制度の概要	地域に 学ぶ	受講生 交流会
9/13 (水)	9:30~10:55	11:10~12:30	昼食	13:30~15:30	15:45~17:30		
	人権運動と隣保事 業の歴史	人権文化発信の拠点と しての隣保館		人権啓発の拠点としての隣保館	隣保事業と社会調査・ 実態把握について		
9/14 (木)	9:30~11:00	11:15~12:30	昼食	13:30~17:30			
	隣保館における地域福祉事業 -まちづくりと隣保館-	地域ケアシステム 生活支援 (1部)		地域ケアシステムと生活支援 (2部)			
9/15 (金)	9:30~12:00		昼食	13:00~15:00	15:15~17:00	18:00~	
	コミュニケーションスキル カウンセリングの手法と実践事例			エンパワメント -リソース探しと承認-	ソーシャルインクルージョンの 理念と実践	講師 受講生 交流会	
9/16 (土)	9:30~11:00	11:15 ~12:00					
	生活困窮者自立支援法と ホームレス支援	修了式					

※講義内容等は、講師の都合により変更されることがあります。

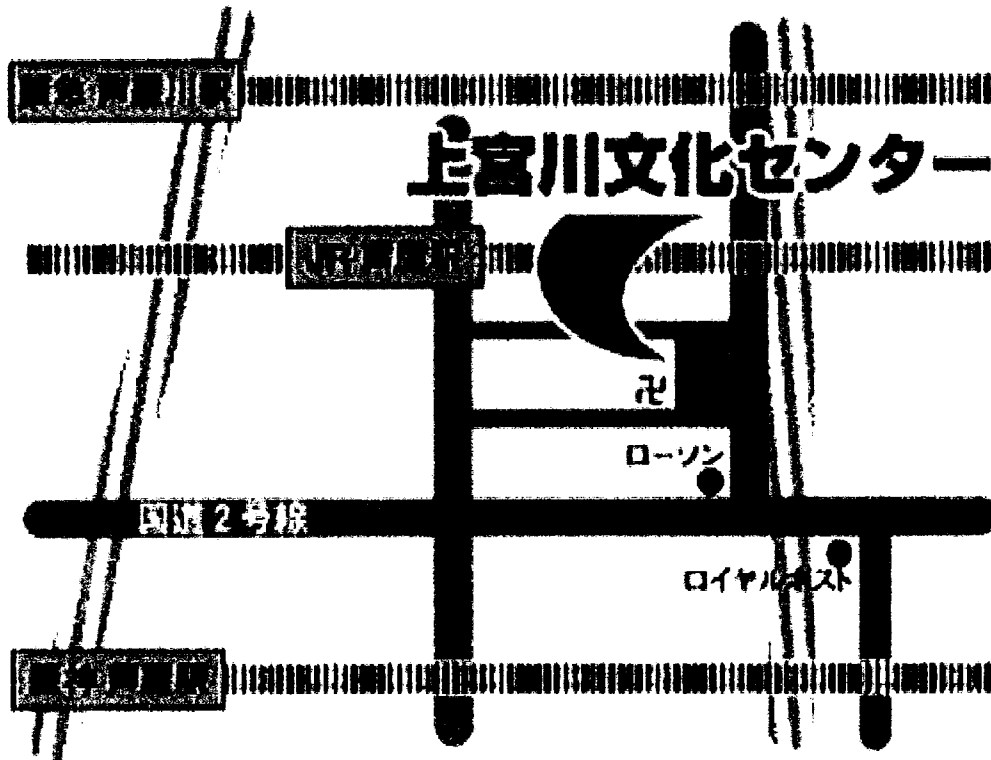
● 講義の目的・内容（案）

分野・領域	講義目的及び内容	形式	講 師
隣保事業 の概要	地域福祉の動向と隣保館 ・地域福祉の意義と役割について検討し、地域福祉における隣保館の重要性について学ぶ	講義	厚生労働省社会・援護局 地域福祉課（依頼中）
	隣保事業の歴史と概要その役割について ・日本における隣保館事業について ・隣保館が直面する課題と役割について	講義	全隣協 常任顧問 中尾由喜雄
	隣保館設置運営要綱と補助制度の概要	講義	
人権運動	人権運動と隣保事業の歴史 ・部落解放運動の歴史と隣保事業のかかわりについて	講義	大阪市立大学 講師 谷元昭信
	人権文化発信の拠点としての隣保館 ・人権文化の基本理念とその課題について、隣保館に求められていることを探る	講義	公益社団法人 人権啓センター 専務理事 水口好久
相談事業	コミュニケーションスキル ・コミュニケーションの基本的な考え方と体験（ワーク）を通して技法を学ぶ	講義 演習	四国学院大学社会福祉学部 教授 島影俊英
	カウンセリングの手法と実践事例 ・実践事例を踏まえカウンセリングの手法について学ぶ		
	エンパワメントーリソース探しと承認ー ・相談者が持っている力を引き出すための手法について		
地域福祉	隣保館における地域福祉事業ーまちづくりと隣保館ー ・隣保館を核とした「まちづくり」への展望について	講義	福祉運動みどりの風 事務局長 大北 規句雄
	地域ケアシステムと生活支援 ・地域を基盤とした福祉の実践・機能と構成について学ぶ	講義 演習	元大阪体育大学社会福祉学部 教授 大谷 悟
啓発事業	人権啓発の拠点としての隣保館 ・隣保館が単なる学習の場を提供するだけでなく、隣保館だからこそ可能かつ魅力的な人権問題啓発を企画・推進するための基本的な視点と方向性に基づき、具体的な啓発プログラムを検討する	講義 演習	社会学研究者 奈良教育大学 名誉教授 中川 喜代子
社会調査事業 実態把握	隣保事業と社会調査・実態把握について ・隣保館が果たすべき役割の一つである地域の生活実態についての的確な把握のために、隣保館職員として求められる社会調査の手法について、基礎的な知識・技能の修得をめざす	講義	社会学研究者 奈良教育大学 名誉教授 中川 喜代子
今日的課題	生活困窮者自立支援法とホームレス支援 ・生活困窮者支援とは（経済的困窮と社会的孤立について） ・ホームレス問題を取り巻く社会のあり方や、そこから見えてきた課題について学ぶ	講義	NPO法人 抱樸 理事長 奥田 知志
ソーシャル・ インクルージョン	ソーシャルインクルージョンの理念と実践 ・基本的な考え方を学び、地域における人権と福祉の向上を図る	講義	社会福祉法人 恩賜財団 理事長 炭谷 茂
現地学習	地域に学ぶ ・芦屋市上宮川地区の部落の歴史やこれまでの活動について学ぶ		芦屋市地元運動団体

※講義内容等は、講師の都合により変更されることがあります。

芦屋市立上宮川文化センター

〒659-0061 兵庫県芦屋市上宮川町 10-5 TEL : 0797-22-9229



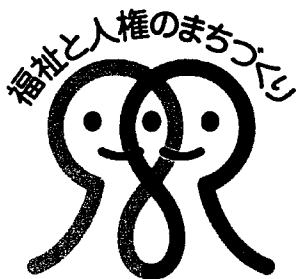
【 最寄り駅 】

「阪急 芦屋川」 駅・「阪神 芦屋」 駅から徒歩約 20 分

「JR 芦屋」 駅から約 5 分

※センターへの来場は、公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ先



全国隣保館連絡協議会

「隣保事業士」資格認定講習事務局

〒542-0012 大阪府中央区谷町7-4-15

大阪府社会福祉会館 3 階

TEL 06-6711-0356 / FAX 06-6711-0357

E-MAIL zenrinkyou@rinpokan.com

URL <http://www.rinpokan.com/>

隣保事業士資格認定規定

【目的】

第 1 条 福祉の推進と人権課題解決に資する隣保事業の必要な専門職性を向上し、これからの日本社会における「福祉と人権のまちづくり」のノウハウを、隣保事業士を養成することにより広域的に還元するとともに、隣保事業の社会的地位の確立を図ることを目的とする。

【隣保事業士の定義】

第 2 条 隣保事業の歴史をもとに、厚生労働省の隣保館設置運営要綱で定める事業を理解し、事業企画や相談事業、啓発・交流事業、地域福祉の推進など、隣保事業のトータルコーディネーターとしての専門的な知識とスキルを有するもの。

【資格認定者】

第 3 条 資格の認定者は、全国隣保館連絡協議会（以下「全隣協」）会長とする。

【資格認定委員会】

第 4 条 資格認定委員会を次のとおり設ける。

1. 構成
 - ①（内部委員） 2 名 副会長、他 1 名
 - ②（外部委員） 2 名 学識者、関係府県
2. 任務
 - ①資格認定講習の内容を検討する。
 - ②資格認定の可否を会長に進言する。
3. 任期
2 年とする。ただし、再任を妨げない。

【資格認定の対象者】

第 5 条 資格認定の対象者は次のとおりとする。

1. 現任の隣保館長・職員、または広域隣保事業に従事する者（正規・嘱託・臨時等の別または常勤・非常勤を問わない）。
2. 過去に隣保館に従事した経歴のある者、または広域隣保事業に従事した経歴のある者（正規・嘱託・臨時等の別または常勤・非常勤を問わない）。
3. 隣保事業を志す者。

【資格認定要件】

第 6 条 資格の取得は第 5 条に該当する者であって次の要件を満たす者とする。

1. 隣保館に 20 年以上勤務し、厚生労働大臣表彰を受けた者で、認定申請のあった者。
2. 以下の条に定める、資格認定講習を受講し修了した者。

【資格認定講習】

第 7 条 資格認定講習は各年度に定められた内容で実施する。

【資格認定講習の受講要件】

第 8 条 次のいずれかに該当することを要件とする。

1. 第 5 条第 1 項に定める者で、通算 3 年以上隣保事業に従事する者。
2. 第 5 条第 2 項に定める者で、通算 5 年以上隣保事業に従事した者。
3. 第 5 条第 1 項に定める者で通算 3 年未満の隣保事業従事者、または第 5 条第 2 項に定める者で通算 5 年未満の従事経験者で、以下「受講する要件となる研修会」に定める研修会を 2 回以上受講した者。
4. 第 5 条第 3 項に定める者で、以下「受講する要件となる研修会」に定める研修会を 4 回以上受講した者。
5. 府県隣保館連絡協議会会長の推薦がある者。
6. その他、全隣協が受講を認める者。

【付則】

1. この規則は、2008 年 4 月 15 日から施行する。
2. 2009 年 4 月 1 日一部改正する。
3. 2011 年 4 月 1 日一部改正する。

○ 資格認定講習を受講する要件となる研修会

- ① 全隣協が主催する研修会（全国隣保館長研修会／全国女性職員研修会／ブロック別学習会リーダー養成講座）
- ② ブロック協が主催する研修会（ブロック館長職員研修会／ブロック女性職員研修会）
- ③ 府県隣協が主催する研修会（全府県内の隣保館職員を対象とした研修会で、1 開催合計研修時間数が 4 時間以上で、かつ全隣協が認定したもの）

受付日	受付番号
/	

2017年度「隣保事業士」資格認定講習 受講申込書

申込日 2017年 月 日

ふりがな		性別	生 年 月 日	
氏 名		男・女	西暦	年 月 日生
			*申込日現在(満 歳)	
ふりがな			TEL: () -	
自宅住所	〒 -	府・県	FAX: () -	
			MAIL:	
ふりがな				
所属先 (法人名等) ※該当する□に✓を入れてください。	<input type="checkbox"/> 隣保館(自治体職員) <input type="checkbox"/> 広域隣保 <input type="checkbox"/> NPO団体(指定管理含む)等 <input type="checkbox"/> その他			
所属先住所 ※建物名も記入	〒 -	府・県	TEL: () -	
			FAX: () -	
			MAIL:	
現任等の別 ※該当する□に✓を入れてください。	<input type="checkbox"/> 現任 → <input type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> 嘱託職員 <input type="checkbox"/> 臨時 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 非現任 → <input type="checkbox"/> 経験者(最終隣保館:) <input type="checkbox"/> 未経験者			
受講要件の別 (規定第8条) ※該当する□に✓を入れてください。 ※基準日は2017年9月1日現在	<input type="checkbox"/> 第1項に該当 現任で3年以上 (通算 年 か月) ※必ず記入 <input type="checkbox"/> 第2項に該当 経験者で5年以上 (通算 年 か月) ※必ず記入 <input type="checkbox"/> 第3項に該当 → <input type="checkbox"/> 所定の研修会を受講 } → 第3項・第4項に該当する方は、「研修会参加歴」に必要事項をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 第4項に該当 → <input type="checkbox"/> 所定の研修会を受講 } <input type="checkbox"/> 第5項に該当 府県隣協会長の推薦 <input type="checkbox"/> 第6項に該当 全隣協会長の承認が必要			
研修会参加歴 ※該当する□にすべて✓を入れ、参加回数を記入してください。 ※不明な場合は、ブロック協、府県隣協事務局へお問い合わせください。	1. 全国隣保館連絡協議会が主催する研修会 <input type="checkbox"/> 全国隣保館長研修会 (回) <input type="checkbox"/> 全国女性職員研修会 (回) <input type="checkbox"/> ブロック別学習会 (回) <input type="checkbox"/> リーダー養成講座 (回) 2. ブロック隣保館連絡協議会が主催する研修会(府県隣協内ブロック研修は3.で回答してください。) <input type="checkbox"/> ブロック職員研修会 (回) <input type="checkbox"/> ブロック女性職員研修会 (回) 3. 府県隣協が主催する研修会(全隣協が認定した研修会) <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
府県隣協会長の推薦状 ※所定の研修会受講に満たない場合(必須)	2017年度隣保事業士資格認定講習の受講について推薦します。 2017年 月 日 府県隣協名..... 会 長..... 印			

→裏面もご記入下さい。

<p>受講の動機 ※該当する□に✓を入れてください。 (複数回答可)</p> <p>※必須</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 隣保事業の基本と全体像について学びたかった <input type="checkbox"/> 現在の自分の館活動を点検し、今後に生かしたかった <input type="checkbox"/> 不安定な身分（嘱託・臨時）なので、今後も働き続けるための条件づくり <input type="checkbox"/> (定年)退職後や将来、館で働くための条件づくり <input type="checkbox"/> 具体的な展望はないが、資格を身につけておきたかった <input type="checkbox"/> 周りから勧められた（上司・管理者からの指示） <input type="checkbox"/> 職務上必要なため <input type="checkbox"/> 全隣協の取り組みに対する協力 <input type="checkbox"/> NPO等を立ち上げ、隣保館の運営を担いたい <input type="checkbox"/> 地域内外を対象にした取り組みの企画・実施に役立つと考えたから <input type="checkbox"/> その他 <p>(受講動機についてご自由にご記入下さい。)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
<p>仕事上の 課題や悩み</p> <p>※必須</p>	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

◎ 申込時に提出いただいた書類の返却はいたしません。また、個人情報については、本講習の事務連絡及び受講管理以外の目的には使用いたしません。

「隣保事業士」資格認定者 府県別一覧

2016年10月現在

府県	全隣協 加盟 館数	オ ザ バ	① 2008年度		② 2009年度		③ 2010年度		④ 2011年度		⑤ 2012年度		⑥ 2013年度		⑦ 2014年度		⑧ 2015年度		⑨ 2016年度		総計		
			認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	(a)の合計	(b)の合計	
茨城	6	0																			0	0	
栃木	8	0																				0	0
埼玉	8	0		1													1					1	2
群馬	11	0	1	1	2		2		2		2		1		1		1				13	1	14
長野	22	3	2		1		1		1												5	0	5
千葉	6	0																			0	0	0
福井	5	0					1														1	0	1
静岡	16	0		2	1			1													1	3	4
岐阜	6	0		1																	0	1	1
愛知	6	0																			0	0	0
三重	36	0	6	2			1									1					10	2	12
神奈川	0	1																			0	0	0
新潟	0	2	1		1				1								1				4	0	4
東日本B	130	6	10	7	6	0	5	1	4	0	3	0	1	0	2	0	3	1	1	0	35	9	44
滋賀	30	1		2	7		7		6		19		12		5		5	1	5		66	3	69
京都	35	5	2	2	1		1	2	1		4	1	5		3		3	2	2		22	7	29
大阪	32	0	2	32	31	1	5	2	8		1		1		5		4	3	4		61	38	99
奈良	14	3			1															1	2	17	19
兵庫	74	11	5	4	10		13	2	10		7		7		19		7	1	17		95	7	102
和歌山	51	3	1	1														4			1	5	6
近畿B	236	23	10	52	50	1	26	12	25	0	31	1	25	0	32	0	19	11	29	0	247	77	324

府県	全階協 加盟 館数	オブザ バー 	2008年度		2009年度		2010年度		2011年度		2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		総計				
			認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	認定講習 修了者 (a)	厚生労働 大臣表彰 申請者 (b)	(a)の合計	(b)の合計	
鳥取	35	2	4	13	1	2	4						1			1	1	2			2		12	18	30
島根	10	0	2	1		1					2					1	2	1					6	4	10
岡山	36	0		4									1										1	4	5
広島	37	0	10	6	2	2	3	4			5		4			4	5	5					40	14	54
山口	20	0	1	2	1						2		2			1		1					8	2	10
中国B	138	2	17	26	4	4	8	4	0	0	9	0	7	0	6	0	7	8	9	0	0	67	42	109	
徳島	43	0	1	9	2	1	4	1									2						5	15	20
香川	28	0		9			5	1										1					2	14	16
愛媛	42	0	7	4	3	3	4	1			4		2			1		1					23	8	31
高知	51	0	1	4	1	2		1			1					1		3					10	4	14
四国B	164	0	9	26	6	6	13	4	0	0	5	0	2	0	2	0	1	2	5	0	0	40	41	81	
佐賀	5	0	2				1										1	2					3	3	6
福岡	75	0	8	9	8	5		9			5		9			2	2	3					51	11	62
熊本	19	0	1	1			1				1					1		1					6	3	9
大分	10	3	1	2		2		1			1		1			1	3						9	5	14
鹿児島	10	0	2	1	1	2		1															6	1	7
九州B	119	3	14	13	9	9	2	13	0	0	7	0	10	0	5	0	4	8	4	0	0	75	23	98	
総計	787	34	60	124	75	50	36	50	0	0	55	1	45	0	47	0	34	30	48	0	0	464	192	656	
	821		184		76	86	50	56	45	47	64	48	48												

70.7% 29.3%

各府県隣協 会 長

様

各府県隣協 事務局

全国隣保館連絡協議会
会長 川崎 正明
(公 印 省 略)

「2016年度に実施した府県隣協研修事業一覧」 提供のご依頼

平素は、当協議会の活動にご理解、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、2008年度（第1回）から始まった「隣保事業士資格認定講習」は、今年で10回目を迎えます。これまで受講頂きました皆さま、そして関係者の皆さまには心より感謝申し上げます。

この間、外部委員と内部委員で構成する「隣保事業士資格認定委員会」では、少しでも受講しやすい環境づくりやカリキュラムの組み立てなど、さまざまな角度からご意見を頂いて参りました。中でも、5日間という長期間にわたって受講することの難しさについて、受講生アンケートや各委員から「各府県隣協が主催（共催）する研修で講習カリキュラムと同内容の研修を受講すれば、5日間の講習の一部受講を免除することも検討すべきでは」という提案を頂くようになり、受講生の負担を軽減できるような、より効果的な受講方法について模索することが大きな課題となってきております。

そのような趣旨を踏まえ、全隣協としまして、2016年度に各府県隣協が実施した研修の「テーマ」「内容」「講師」等について、どのような研修が開催されているのか集約をさせて頂ければと考えています。

つきましては、今後の「隣保事業士資格認定委員会」で協議するための基礎資料として活用させて頂くため、別添「記入用紙（excel形式）」に必要事項をご記入いただき、6月19日（月）までにメール等（FAXでも結構です）で、全隣協事務局あてにご恵送いただきますようお願い申し上げます。

なお、メールでの回答をご希望になる場合は、お手数ですが、件名に「研修内容記入用紙希望」と記入のうえ、下記の全隣協メールアドレスまでご連絡を頂きたく存じます。記入用紙データを添付ファイル（excel形式）にてお送りいたします。

（ 連 絡 先 ）

全国隣保館連絡協議会 事務局（中川・中本）
〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15
大阪府社会福祉会館内3階
電 話 06-6711-0356
FAX 06-6711-0357
E-mail zenrinkyou@rinpokan.com

